

平成 27 年 2 月 25 日

各位

株式会社 宮崎銀行

**「成年後見制度取次サービス」の開始について**

株式会社宮崎銀行（頭取 小池 光一）は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、リーガルサポート）との協定を締結し、3 月 2 日より下記のとおり、「成年後見制度取次サービス」を開始いたします。

当行では、少子高齢化社会の進展を踏まえ、お客さまからのご相談、ご要望に幅広く対応できるよう各種商品・サービスの提供に努めてまいります。

## 記

**1. サービス概要**

成年後見制度のご利用を検討されているお客さまにリーガルサポート会員の司法書士をご紹介するサービスです。（ご家族の方からのお申し出も可能です。）

**2. 受付窓口**

相続センターまたは最寄りの営業店窓口にてご相談ください。

**3. 紹介手数料**

無 料

但し、司法書士との面談等については料金がかかります。

**4. サービス開始日**

平成 27 年 3 月 2 日（月）

**【公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートの概要】**

成年後見制度の受け皿として、日本司法書士会連合会が中心となって 1999 年 12 月に設立された公益法人です。全国に約 7,000 人の司法書士が会員登録されており、成年後見制度の担い手となる後見人の養成、指導・監督など、制度普及に向けた諸活動に積極的に取り組んでいます。

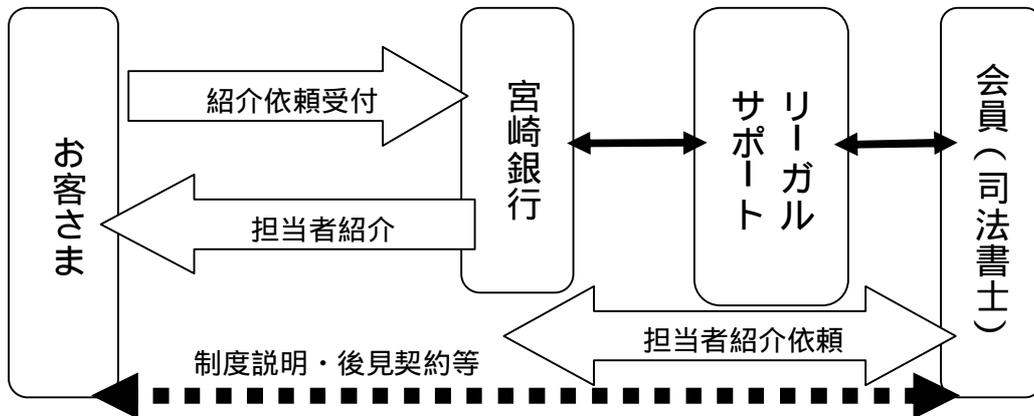
以上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

株式会社宮崎銀行 事務統括部 相続センター  
担当：西田 TEL：0120-339-737

## 成年後見制度取次サービスについて

### < サービス概要 >



お客さまからの紹介依頼を受付  
 宮崎銀行からリーガルサポートへ紹介依頼。リーガルサポートは会員の中から担当司法書士を決定し、宮崎銀行へ連絡  
 宮崎銀行よりお客さまに担当司法書士を紹介  
 担当司法書士は、成年後見制度、支援内容等について説明。お客さまの判断により成年後見契約等を締結

### < 取次の種類（複数選択可） >

#### 法定後見制度

判断能力が不十分になった後に利用する制度です。 援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選びます。本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」のいずれかに分かれます。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方

#### 任意後見制度

判断能力が不十分となる前に利用する制度です。 将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておくものです。援助者として任意後見人を選びます。

#### 任意代理契約

判断能力が不十分となる前に利用する契約です。 任意後見制度と任意代理契約は、財産管理の始まる時期が異なります。任意後見制度は判断能力低下後に援助者の財産管理が始まりますが、任意代理契約は判断能力低下前から援助者に財産管理を任せることができます。

#### その他成年後見制度関連

その他の成年後見制度には「死後事務委任契約」があります。死後事務委任契約は、判断能力が不十分となる前に、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等についての代理権を援助者に付与して、死後の事務を委任する契約をいいます。

任意後見人は、死後の事務まで行うことはできません。